

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



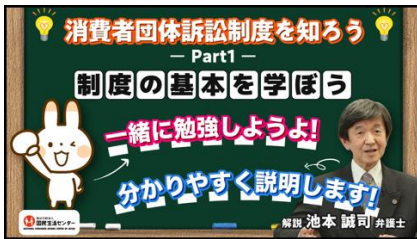
消費者
のための

「消費者団体訴訟制度を知ろう!」 =池本理事長がYouTubeデビュー!?! =

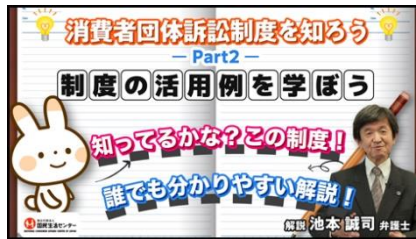
国民生活センターが「動画を活用し、消費者団体訴訟制度について多くの消費者に知ってほしい」と作成した動画が、国民生活センター公式YouTubeチャンネルに公開されました。

埼玉消費者被害をなくす会の池本誠司理事長が監修・出演しています。

<https://www.kokusen.go.jp/danso/index.html#youtube>



Part1
「制度の基本を学ぼう」



Part2
「制度の活用例を学ぼう」



Part3 「消費者と事業者
に期待することを学ぼう」

撮影に参加して ~池本理事長より一言~

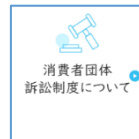
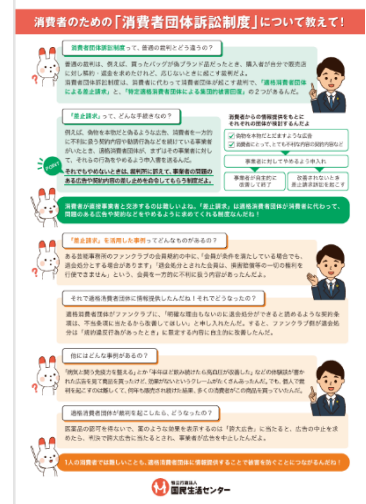
消費者団体訴訟制度を多くの方に分かりやすく紹介しようということで、1本3~4分の説明動画を3本撮影し、YouTubeに配信されました。私も遂にYouTuberです(笑)。でも、実際にはそこにはいないウサギちゃん相手に、突然「・・・こういう制度なんだよ」なんてため口で話すのは、普段の挨拶や講義と違って慣れませんね。この動画を活用して、ぜひみなさんのお知り合いに「なくす会」や全国26の適格消費者団体の活動のことを伝えてください。

◆動画の内容をコンパクトにまとめたパンフレットも公表されました。

https://www.kokusen.go.jp/danso/pdf/aboutcocolis_lf.pdf

◆動画は、なくす会ホームページからも視聴できます

<https://saitama-higainakusukai.or.jp/lawsuit/>



おすすめ! 国民生活センターの公式 SNS のアカウントに登録すると、最新情報がお手元に届きます。

日頃から、注意したいトラブルや有益な情報などについて「知る」ことがとても大切です。
国民生活センタートップページ>国民生活センターについて>このウェブサイトについて>
公式SNSについて

<https://www.kokusen.go.jp/info/data/sns.html> ぜひご活用ください。

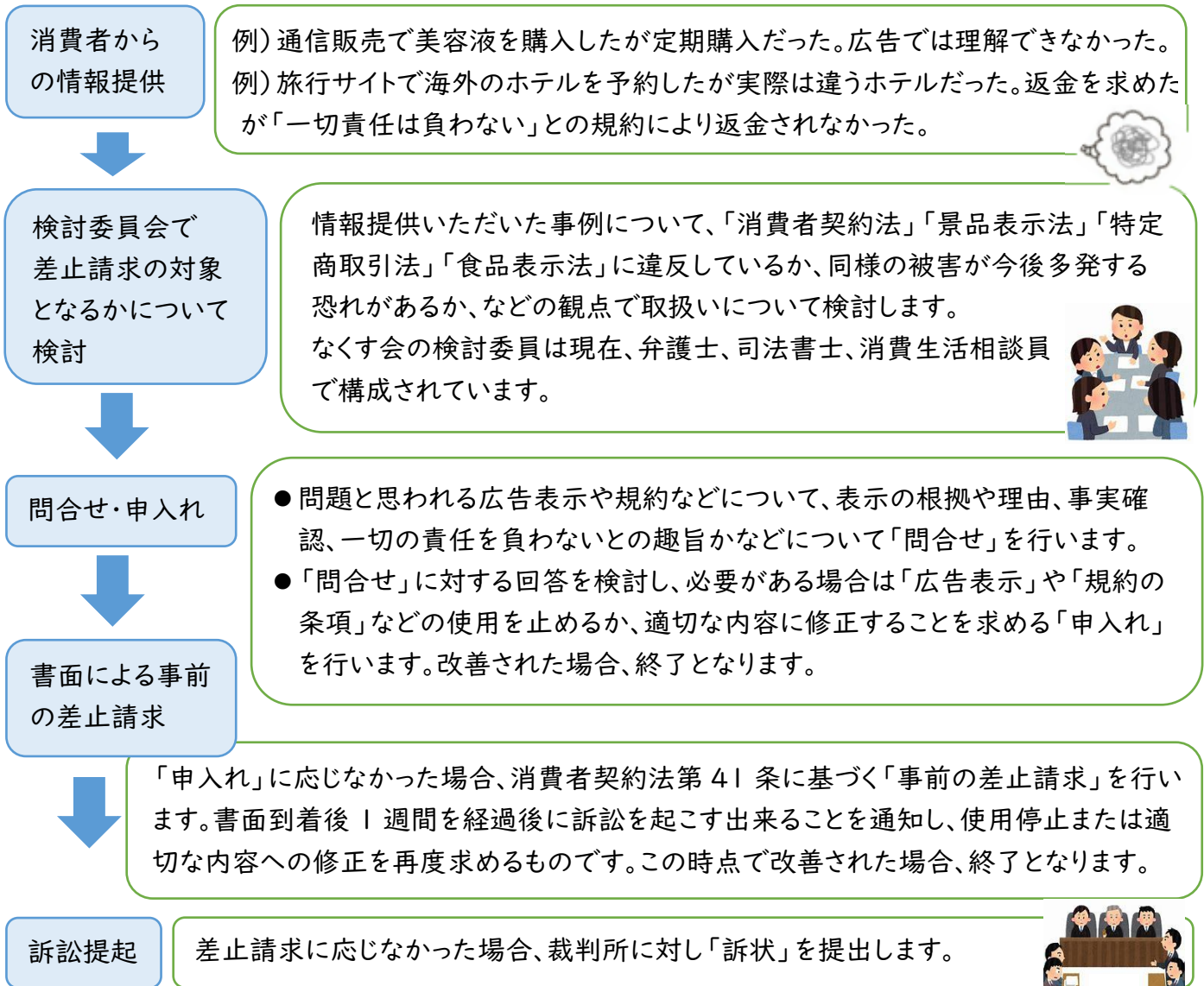
「消費者団体訴訟制度」には「適格消費者団体が起こすことができる差止請求訴訟」と「特定適格消費者団体が起こすことができる「被害回復訴訟」があります。今回は【差止請求】について説明します。



【差止請求】

消費者が直接事業者と交渉するのは情報量、資金、どれをとってもとても難しいことがほとんど。同様の被害が起こることを防ぐために、消費者に代わって、適格消費者団体が事業者に対し不当な広告や契約などをやめるように求める制度です。

差止請求訴訟までの流れ



おまけ・・・ なくす会による差止請求訴訟などの民事訴訟では、よくテレビドラマで見るような「異議あり!」などと弁護士と検事が意見を闘わせることはありません。基本的に、原告・被告それぞれから出された書面(準備書面といいます)の確認、次回までに提出する書面の確認と次回期日の決定を行い、5分くらいで終了することもあります。傍聴する場合には遅刻厳禁!

事業者	概要
AGODA COMPANY PTE. LTD. (本社:シンガポール)	(オンライントラベル事業者)【訴訟提起継続】 「アゴダ®」というサービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求め、2023年12月6日、AGODA COMPANY 及び日本の関連法人の Agoda International Japan に対して、さいたま地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。シンガポールのアゴダ本社が直接対応するとのことで、海外法人への訴訟となり、訴状の翻訳、送達に時間がかかっています。訴訟提起してから1年以上経過していますが、いまだ第1回期日が開かれていないという状況です。
JustAnswer LLC (本社:アメリカ)	(オンライン相談事業者)【書面による事前の差止請求】 ウェブサイト上の最終申込み画面において、トライアル料金の500円が強調されており、継続的な契約であることなどが理解できるような法定要件(特商法12条の6)を満たさないとして、最終申込画面の修正を求め申入れを行っていました。申入れに対する回答が不十分だったため、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行いました。
デジタルデータソリューション(株)	(データ復旧事業者)【申入書】 当該事業者が提供するデジタルデータリカバリーというサービスに関する「復旧率最高値95.2%」との表示は景品表示法第5条1号の優良誤認表示に該当するとして、使用の停止または適切な内容に修正することを求めています。

※ 訴状その他の文書についてはなくす会ホームページでご確認ください。

【申入れ活動を終了した案件】

(株)PURCHASE:新規申込を終了していることを確認し、終了しました

(株)北の達人コーポレーション:広告表示が修正されたことを確認し、終了しました

(株)Happy Life Bio:当該広告が削除されたことを確認し、終了しました

被害回復

ライフティ(株)に対する被害回復訴訟の進捗状況

第5回弁論準備期日が2月7日(金)11時からさいたま地方裁判所にて行われました。次回は3月24日(月)10時から行われます。弁論準備期日のため、傍聴はできません。



弁論準備期日とは・・・

裁判の争点を確認する手続きで、裁判所の準備室において非公開で行います。当事者双方がウェブ会議や電話会議を利用して出席することもできます。

ご案内

第 22 回通常総会について

日時:2025 年 6 月 17 日(火)10 時～ 会場:埼玉会館3C 会議室及びオンライン
詳細は 5 月発行のニューズレター及び 6 月初旬にお送りする議案書でご確認ください。

報告

令和 6 年度埼玉県と適格消費者団体等連絡協議会

2 月 13 日(木)、埼玉県生協連多目的室にて開催されました。
本協議会は、埼玉県民の消費生活の安定及び向上を図るため、埼玉県と県内の適格消費者団体が互いに連携し、情報提供などを行うことを目的に、年 2 回開催されているものです。

埼玉県からは消費生活課、埼玉県消費生活支援センターの計 6 人、なくす会からは理事長、専務理事、事務局の 4 人が出席し、地方消費者行政の維持強化や、互いの取り組みなどについて情報交換を行いました。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和 6 年度適格消費者団体連絡協議会

3 月 1 日(土)、2 日(日)に国民生活センター(相模原)及びオンラインにて開催され、適格消費者団体 26 団体、めざす団体 5 団体、消費者庁、国民生活センター、消費者スマイル基金、消費者委員会、講演者、計 162 人が参加しました。

基調講演「『個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会の報告書』について」(個人情報保護委員会事務局 参事官 香月健太郎さん)による基調講演のあと、差止請求及び被害回復訴訟の事例などについて報告がありました。

なくす会からは「ライフティ(株)被害回復訴訟事案」についての報告、「地方消費者行政への充実・強化のための国の財政措置を求める要望書」について、提案を行いました。

事務局より

2025年度会費について

団体会員の皆様

2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)の会費(2024年度会費と同額)につきまして、4月初旬に納入のお願いを送付させていただきます。

個人会員の皆様

5月発行のニューズレターに同封させていただきます。

アンケートめやすばこ【お金について】

ご協力いただきまして、ありがとうございました。今年度は 950 人の皆様にご回答いただくことができました。

アンケートのまとめは 4 月初旬を予定しております。



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)